

二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案参照条文

○国際博覧会に関する条約（昭和五十五年条約第十七号）（抄）

第六条

1 自国の領域内において国際博覧会の開催が計画されている締約国の政府（以下「招請国政府」という。）は、国際事務局に対し、国際博覧会を開催するために準備している法令上及び財政上の措置を示して、国際博覧会の登録又は認定を受けるための申請を行う。非締約国の政府であつて国際博覧会の登録又は認定を受けることを希望するものは、第一章から次章までの規定及びこれらの規定を適用するために制定される規則の遵守を当該国際博覧会について約束することを条件として、締約国の政府による申請の場合と同一の方法で、国際事務局に対し申請を行うことができる。

2 締約国の政府がその国際関係について責任を有する地域において国際博覧会の開催が計画されている場合には、登録又は認定の申請は、当該政府（以下国際博覧会の開催者であるかどうかを問わず「招請国政府」という。）が行う。

3 国際事務局は、拘束力のある規則により、国際博覧会の開催期日の予約の受付が開始される期日及び登録又は認定の申請の受付期限を定めるものとし、登録又は認定の申請に際して提出すべき書類を明示する。国際事務局は、また、拘束力のある規則により、申請を審査するための費用として要求する負担金の額を定める。

4 (略)

第十二条

招請国政府は、この条約のすべての目的のために及び当該国際博覧会に関するすべての事項について、登録博覧会の場合には自国政府を代表する一人の国際博覧会政府代表を、認定博覧会の場合には自国政府を代表する一人の国際博覧会政府委員を任命する。

第十八条

1 国際博覧会においては、いずれかの締約国に関係する地理的名称は、当該締約国の陳列区域政府代表又は陳列区域政府委員の承認を得た場合を除くほか、参加者又は参加者の集団を呼称するために使用することができない。

2 いずれかの締約国が国際博覧会に参加しない場合には、国際博覧会政府代表又は国際博覧会政府委員は、当該締約国のために、1の保護について監視する。

第二十条

1 (略)

2 国際博覧会政府代表又は国際博覧会政府委員は、参加国に対して要求される料金が、開催者に対して要求される料金よりも、また、いかなる場合にも当該地域の通常の料金よりも高いものとならないようにするため、あらゆる措置をとる。

第二十一条

国際博覧会政府代表又は国際博覧会政府委員は、国際博覧会の会場における公益事業の業務が効果的に機能することを確保するため、あらゆる可能な措置をとる。

第二十七条

総会は、通常会期として会合するものとし、また、臨時会期として会合することができる。総会は、国際事務局の最高機関であり、この条約によつて国際事務局に与えられる権限に係るすべての事項、特に次の事

項について決定を行う。

(a) 国際博覧会の登録又は認定、分類及び開催並びに国際事務局の運営に関する規則を審議し、採択し及び公表すること。総会は、この条約の規定に抵触しない範囲内で、拘束力を有する規則を制定することができる。総会は、また、国際博覧会の開催の手引となる標準規則を作成することができる。

(b) (g) (略)

○外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（抄）

（特別職の外務公務員に対する国家公務員法の準用等）

第四条 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、外務職員以外の外務公務員に準用する。この場合において、国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条及び第百条第一項中「職員」とあるのは「外務職員以外の外務公務員」と、第百条第二項中「所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）」とあるのは「外務大臣」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるものを除く外、外務職員以外の外務公務員の任免その他の身分上の事項及び服務に関する事項については、この法律の定めるところによる。

(特別職の外務公務員の任免等)

第八条 大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

2 外務大臣は、大使及び公使に在外公館の長を命ずる場合又は在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長であることを免ずる場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

3 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、大使及び公使について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、外務大臣に対し、大使及び公使に在外公館の長を命ずること並びに在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長であることを免ずることについて協議を求めることができる。この場合において、協議が調ったときは、外務大臣は、当該協議に基づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長であることを免ずるものとする。

4 第二条第一項第三号から第六号までに掲げる外務公務員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

- 5 前項の外務公務員については、国会議員のうちから、任命することができる。
- 6 前二項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 会計検査院長及びその他の検査官
- 四 人事院総裁及びその他の人事官
- 五 内閣法制局長官
- 六 内閣官房副長官

- 七 内閣危機管理監
- 七の二 国家安全保障局長
- 八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 九 常勤の内閣総理大臣補佐官
- 十 副大臣
- 十一 大臣政務官
- 十一の二 常勤の大臣補佐官
- 十一の三 デジタル監
- 十二 国家公務員倫理審査会の常勤の会長及び常勤の委員
- 十三 公正取引委員会の委員長及び委員
- 十四 国家公安委員会委員
- 十四の二 個人情報保護委員会の委員長及び常勤の委員
- 十四の三 カジノ管理委員会の委員長及び常勤の委員

- 十五 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員
- 十六 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員
- 十六の二 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員
- 十六の三 原子力規制委員会の委員長及び委員
- 十七 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員
- 十八 原子力委員会委員長
- 十八の二 再就職等監視委員会委員長
- 十九 証券取引等監視委員会委員長
- 二十 公認会計士・監査審査会会長
- 二十一 中央更生保護審査会委員長
- 二十二 削除
- 二十三 社会保険審査会委員長
- 二十四 削除

- 二十五 食品安全委員会の常勤の委員
- 二十六 原子力委員会の常勤の委員
- 二十七 削除
- 二十八 公益認定等委員会の常勤の委員
- 二十九 証券取引等監視委員会委員
- 三十 公認会計士・監査審査会の常勤の委員
- 三十一 地方財政審議会委員
- 三十一の二 行政不服審査会の常勤の委員
- 三十一の三 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員
- 三十二 国地方係争処理委員会の常勤の委員
- 三十三 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員
- 三十四 中央更生保護審査会の常勤の委員
- 三十五 削除

三十六 労働保険審査会の常勤の委員

三十七 社会保険審査会委員

三十八 運輸審議会の常勤の委員

三十九 土地鑑定委員会の常勤の委員

四十 削除

四十一 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

四十二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長

四十三 特命全権大使（以下「大使」という。）及び特命全権公使（以下「公使」という。）

四十四～七十五 （略）

（内閣総理大臣等の給与）

第二条 前条第一号から第四十四号までに掲げる特別職の職員（以下「内閣総理大臣等」という。）の受ける給与は、別に法律で定めるもののほか、俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当（国会議員から任命されたものにあつては俸給、地域手当及び期末手当、秘書官にあつては俸給、地域手当、広域異動手当、住

居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当」とする。

第三条 内閣総理大臣等の俸給月額、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外については別

表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。

254 (略)

(災害補償)

第十五条 特別職の職員（第一条第七十四号及び第七十五号に掲げる特別職の職員を除く。以下この条において同じ。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた特別職の職員に対する福祉事業については、一般職の職員の例による。

別表第一（第三条関係）（抄）

官職名	俸給月額
(略)	(略)

<p>(略)</p>	<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>
<p>(略)</p>	<p>一、一七八、〇〇〇円</p>